

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、地域住民、福祉サービスを提供する事業者、行政等が協力して、地域福祉を推進することを目的として定める計画です。

平成12年に改正された社会福祉法で、地域福祉の推進が掲げられ、地域福祉計画についての規定が設けられました。

その後、地域福祉を取り巻く状況の変化に応じて、各通知に基づき、地域福祉計画に盛り込むべき内容が追加され、地域福祉計画の重要性は年々高まっています。

社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

・要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認

(「市町村地域福祉計画の策定について」平成19年8月10日社援発第0810001号社会・援護局長通知より抜粋)

日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員児童委員等の関係機関等との間で共有を図ることが、要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながるものであることから、全ての市町村においては、この要援護者支援方策を踏まえた市町村地域福祉計画の策定が求められている。

なお、こうした取組みが災害時などの緊急事態の際の迅速かつ的確な要援護支援にも資するものである。

・高齢者等の孤立の防止

(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定及び見直し等について」平成22年8月13日社援地発第0813第1号社会・援護局地域福祉課長通知より抜粋)

全国各地でいわゆる高齢者の所在不明問題が発生し、地域社会のつながりの希薄化が改めて明らかになり、少子高齢社会における高齢者等の孤立が憂慮されるところである。

市町村地域福祉計画は、住民参加の地域福祉体制を構築し、高齢者等の孤立の防止にも対応可能な、地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりにも資するものである。

・生活困窮者自立支援方策

(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定について」平成26年3月27日社援0327発第13号社会・援護局長通知より抜粋)

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）は、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものであり、この生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから市町村地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的である。

2 計画策定の趣旨

これまで福祉サービスは高齢者・障がい者・子どもといった対象者ごとに典型的と考えられるニーズに対して専門的なサービスを提供することで、充実・発展してきました。

しかしながら、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援新制度など、対象者ごとの各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などによって、複合的な課題を抱える世帯への対応や制度が対象としていない生活課題への対応など、ニーズは多様化・複雑化してきており、既存の縦割りのシステムにはさまざまな課題が生じています。

また、人口減少に伴い、労働力人口が減少する中で、良質なサービスを効果的・効率的に提供していくために、行政やサービス提供側の人材確保も重要な検討課題となっています。

福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできるまちを実現する必要があります。

だれもが、助け合い、支え合いながら、明るく元気に暮らせるまちを目指し、高齢者、障がい者、子どもといった対象者ごとの垣根を超えて、必要な福祉サービス等を提供し生活を「ささえる福祉」、障がいの有無や年齢等に関わらず人と人が「つながる福祉」、福祉を高めるため市民自らが「さんかする福祉」に基づいた、「地域共生社会」を実現するため、市民や地域団体・事業者・行政などが、それぞれの役割のなかで互いに力を合わせる関係をつくるとともに、地域の状況に合わせて、適切な福祉サービスの提供体制を構築するなど、「自助」「互助・共助」「公助」を包括的かつ重層的（※）に組み合わせた、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める、岩見沢市地域福祉計画を策定します。

※包括的かつ重層的：

困りごとに対する支援のニーズが複雑化・複合化する中、介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような課題に対応するため、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしつつ、まち全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」および「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備することが求められています。本計画では、分野を問わず、様々な支援を一体的に行うことを、「包括的かつ重層的」という言葉で表現しています。

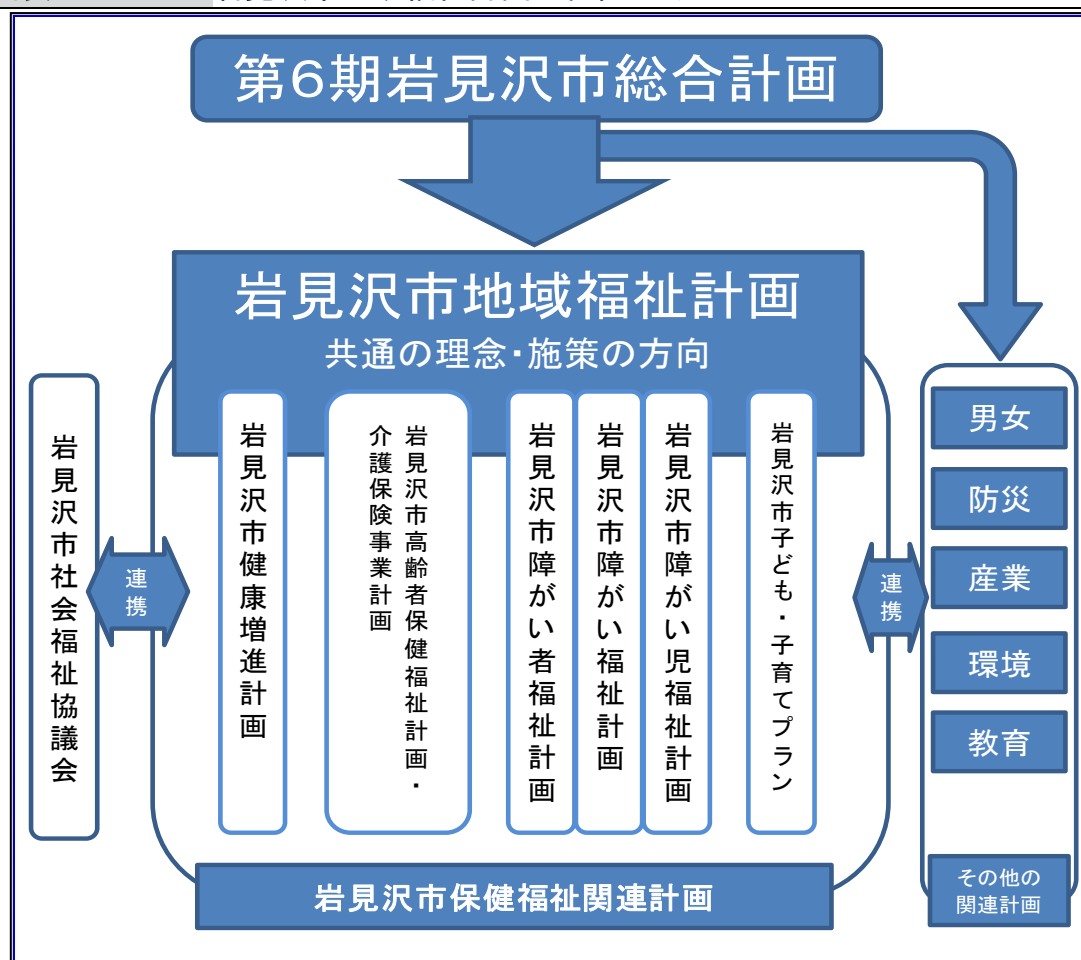
3 岩見沢市地域福祉計画の位置づけ

岩見沢市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、(1) 第6期岩見沢市総合計画に掲げる将来の都市像「人と緑とまちがつながり ともに育み未来をつくる 健康経営都市」の実現に向けて、地域福祉分野の施策を具体化するための計画です。

また、(2) 保健福祉関連分野の各種計画(「岩見沢市健康増進計画」、「岩見沢市高齢者保健福祉計画」、「岩見沢市介護保険事業計画」、「岩見沢市障がい者福祉計画」、「岩見沢市障がい福祉計画」、「岩見沢市障がい児福祉計画」、「岩見沢市子ども・子育てプラン」)に基づく施策を総合的に推進するための理念と地域福祉の推進のために必要な個別施策の展開を内容とします。

さらに、地域の福祉活動の拠点である岩見沢市社会福祉協議会と相互に連携して展開される計画です。

図表1-3-1 岩見沢市地域福祉計画の位置づけ



(1) 第6期岩見沢市総合計画（計画期間：平成30年度～令和9年度）

第6期岩見沢市総合計画は、「市民主体による協働のまちづくり」、「地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり」、「次世代につなげる持続可能なまちづくり」を基本的な視点として、将来の都市像を「人と緑とまちがつながりともに育み未来をつくる 健康経営都市」と定め、その実現に向けた6つの基本目標に沿って、まちづくりを進めています。

- 基本目標1 地域で支え合う 安心・安全なまち
- 基本目標2 みんなが健康で元気に暮らせるまち
- 基本目標3 活力と賑わいに満ちた 魅力あふれるまち
- 基本目標4 豊かな心と生きる力をはぐくむまち
- 基本目標5 自然と調和した 快適で暮らしやすいまち
- 基本目標6 市民とともに創る 持続可能で自立したまち

(2) 保健福祉関連分野の各種計画

岩見沢市における保健福祉関連分野の各種計画の概要（基本理念等）は、次のとおりです。

岩見沢市健康増進計画

[計画期間：平成27年度～令和4年度]

【基本理念】

すべての市民一人ひとりが、ライフステージに応じた健康づくりへの取り組みを進め、すこやかに産み育てる社会環境を整備するとともに、いつまでも健康で生きがいのある生活を送ることができるまちづくり

【基本目標】

高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るとともに、生活の質の向上を目指し、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を図り、「健康寿命の延伸」の実現

【活動方針】

「健康寿命の延伸」を総合的かつ効果的に展開するため、「市民や企業、団体と連携した主体的・積極的な取り組みの推進」を活動方針とした健康づくりの推進

岩見沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）

[計画期間：令和3年度～令和5年度]

【基本理念】

人もまちも元気で健康に

だれもが、助け合い、支え合いながら、明るく元気に暮らせるまちを実現します

【基本方針】

住み慣れた地域で共に支え合い、生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり

【2025年、2040年に向けた課題】

- ①地域包括ケアシステムの深化・推進
- ②介護保険制度持続可能性の確保

【基本目標】

①住み慣れた地域での安全・安心な継続した生活の実現、②健康で生きがいに満ち、活躍できる地域社会の実現、③介護保険制度の円滑な運営

岩見沢市障がい者福祉計画（第3期）

[計画期間：令和3年度～令和8年度]

【基本理念】

だれもが自分らしく地域の中で暮らせる共生のまちづくり

【基本目標】

①地域における生活支援体制の充実、②障がい児支援体制の充実、③自立と社会参加の促進、④バリアフリーの地域づくりの実現

【9つの施策】

①生活支援、②保健・医療、③療育・教育、④地域移行、⑤社会参加、⑥就労支援、⑦権利擁護・理解の促進、⑧生活環境、⑨情報・コミュニケーション

岩見沢市障がい福祉計画（第6期）、岩見沢市障がい児福祉計画（第2期）

[計画期間：令和3年度～令和5年度]

【基本理念】

①障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援、②市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施、③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、④地域共生社会の実現に向けた取組み、⑤障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援、⑥障がい福祉人材の確保、⑦障がいのある方の社会参加を支える取組み

【基本目標】

①福祉施設の入所者の地域生活への移行目標、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標、③地域生活支援拠点等が有する機能の充実、④福祉施設から一般就労への移行目標、⑤障がい児支援の提供体制の整備目標、⑥相談支援体制の充実・強化、⑦障害福祉サービス等の質の向上

岩見沢市子ども・子育てプラン（第2期）

[計画期間：令和2年度～令和6年度]

【基本理念】

ひとの絆で紡ぐ 笑顔の輪

【基本的な考え方】

①子どもを支える、②子育てを支える

【3つの視点】

①命と健康を守る「安全」、②子どものいる暮らしを思い描ける「安心」、③子育てを楽しむ「笑顔」

【基本目標】

①幼児期の学校教育・保育の充実と地域における子育ての支援、②子どもと保護者の健康の確保・増進、③子どもの教育とあそび環境の充実、④安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、⑤児童虐待の防止、⑥子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立支援

4 計画期間

計画期間は平成 29 年度から令和 5 年度までの 7 年間とします。

図表 1-4-1 計画期間

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
新岩見沢市総合計画 (平成20～29年度)									岩見沢市総合計画 (平成30～令和9年度:第6期)									
									岩見沢市地域福祉計画 (平成29～令和5年度)									
									岩見沢市健康増進計画 (平成27～令和4年度)									
岩見沢市高齢者保健 福祉計画・介護保健事 業計画 (平成18～20年度: 第3期)			岩見沢市高齢者保健 福祉計画・介護保健事 業計画 (平成21～23年度: 第4期)			岩見沢市高齢者保健 福祉計画・介護保健事 業計画 (平成24～26年度: 第5期)			岩見沢市高齢者保健 福祉計画・介護保健事 業計画 (平成27～29年度: 第6期)			岩見沢市高齢者保健 福祉計画・介護保健事 業計画 (平成30～令和2年度: 第7期)			岩見沢市高齢者保健 福祉計画・介護保健事 業計画 (令和3～5年度: 第8期)			
岩見沢市障がい者福祉計画 (平成17～26年度:第1期)									岩見沢市障がい者福祉計画 (平成27～令和2年度:第2期)						岩見沢市障がい者福祉計画 (令和3～8年度:第3期)			
岩見沢市障がい 福祉計画 (平成18～20年度:第1期)			岩見沢市障がい 福祉計画 (平成21～23年度:第2期)			岩見沢市障がい 福祉計画 (平成24～26年度:第3期)			岩見沢市障がい 福祉計画 (平成27～29年度:第4期)			岩見沢市障がい 福祉計画 (平成30～令和2年度:第5期)			岩見沢市障がい 福祉計画 (令和3～5年度:第6期)			
												岩見沢市障がい児 福祉計画 (平成30～令和2年度:第1期)			岩見沢市障がい児 福祉計画 (令和3～5年度:第2期)			
									岩見沢市子ども・子育てプラン (平成27～令和元年度:第1期)						岩見沢市子ども・子育てプラン (令和2～6年度:第2期)			

5 策定体制

地域福祉計画の策定にあたっては、市民の計画策定への主体的な参加が重要になることから、下記のとおり、策定委員会との連携や市民アンケートの実施等を踏まえて、計画を策定しました。

（１）岩見沢市地域福祉計画策定委員会

地域における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、市民の主体的な参加による意見を反映させるため、有識者、市内の各福祉関係団体、自治組織、その他市民団体等の代表者の推薦を受けた者、公募により選任された市民17人によって構成される「岩見沢市地域福祉計画策定委員会」において、計画策定に向けた検討を行いました。

（２）岩見沢市地域福祉計画策定庁内連携会議

地域福祉計画は福祉、保健、医療、教育、住宅、就労、防災、まちづくりなど様々な分野に関連することから、行政の関係部門が連携し、多角的な視点から策定を行う必要があるため、「岩見沢市地域福祉計画策定庁内連携会議」（委員長：健康福祉部長）を庁内に設置し、計画策定に向けた検討を行いました。

（３）岩見沢市「地域福祉に関する市民アンケート」調査

市民の地域での活動の状況や感じている地域課題等について把握し、計画策定や今後の施策の検討に資する基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査の調査票を郵送により発送・回収することにより実施しました。

○対象：平成28年8月1日現在、岩見沢市内に在住の18歳以上の市民3,000人

○調査期間：平成28年9月16日（金）～平成28年9月30日（金）

○回収結果：有効回答数1,472件（回収率49.1%）

（４）岩見沢市地域福祉計画策定のためのパブリックコメント

計画策定にあたり、計画内容を計画素案の段階で市民に公表し、市民から寄せられた意見を計画に反映させるためパブリックコメントを実施しました。

○実施期間：平成29年2月6日（月）～平成29年2月20日（月）

○提出意見：8件（うち2件については計画へ反映）